

《行事参加者傷害保険のご案内》

I 契約者等

ふじさんネットワーク

II 被保険者

ふじさんネットワーク会員の皆様

III 補償内容

1 お支払いする場合

会員の皆様が静岡県内で行事活動中に被る急激かつ偶然な外来の事故により身体にケガをされた場合に保険金をお支払いします。

2 お支払いする保険金

- (1) 死亡保険金 …… ケガのため事故の日から 180 日以内に不幸にして亡くなられた時は、保険金額の全額をお支払いいたします。
- (2) 後遺障害保険金 …… ケガのため事故の日から 180 日以内に後遺障害が生じたときは、その程度に応じて保険金額の 4%~100%をお支払いいたします。
- (3) 入院保険金 …… ケガのため入院（入院に準じた状態を含みます。）されたときは、事故の日から 180 日以内の日数に対して、入院保険日額をお支払いいたします。
- (4) 手術保険金 …… ケガの治療のため事故の日から 180 日以内に手術を受けられたとき、1 事故につき 1 回に限り以下の保険額をお支払いいたします。
 - ・ 入院中に受けた手術：入院保険日額×10 倍
 - ・ 外来で受けた手術：入院保険日額×5 倍
- (5) 通院保険金 …… 事故の日から 180 日以内にケガのため通院による治療を受けられたときは、通院日数に対し、90 日を限度として通院保険金額をお支払いいたします。

※対象となる通院日はいかなる場合も、事故の日から 180 日以内とします。

(注) 1 この保険は、健康保険、生命保険、加害者からの賠償金などに関係なく保険金をお支払いいたします。

2 同一被保険者に対する死亡保険金、後遺障害保険金のお支払いは合計した保険金額が限度となります。

3 保険金をお支払いできない場合（主な例）

(1) 行事活動中以外のケガ

(2) 上記(1)の外、次のような事由に起因して生じた事故によるケガ

ア 契約者、被保険者、保険金受取人等の故意

イ 被保険者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為

ウ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転又は麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転

エ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失

オ 妊娠、出産、早産又は流産

カ 外科的手術その他の医療処置

キ 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除く）、核燃料物質等によるもの

ク 地震・噴火または津波

ケ 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）及び腰痛のうち医学的他覚所見のないもの

コ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、航空機操縦、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故

サ 自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるもの及び練習を含む）の間の事故

シ 高山病、脳疾患、心筋梗塞等の疾病

ス 電動・自動による刃物を用いたことによるケガ

(3) 急激かつ偶然な外来の事故に該当しないもの

例：靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等

Ⅳ 保険金額および保険料

事業活動日数 1 日 1 名につき次のとおりとなります。

○ 死亡		387 万円
○ 後遺症		15.4～387 万円
○ 手術保険金	入院手術	45,000 円
	外来手術	22,500 円
○ 入院(180 日限度)	1 日につき	4,500 円
○ 通院(90 日限度)	1 日につき	3,000 円
○ 保険料	1 人 1 日	31 円

Ⅴ その他

1 事故の通知

事故が発生したときは、事故の日から 30 日以内にふじさんネットワークまで、ご連絡ください。

事故の日から 30 日以内に連絡のない場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、御注意ください。

2 保険金の請求

保険金を請求される時は、活動日、参加者名、場所等が確認できる書類、保険金請求書、入院した場合は入院（日数）を証明する書類などを提出していただきます。